

資料編



1. 第6次三股町総合計画策定経過

令和元年

10月 1日 町民アンケート調査実施
～10月 8日

令和2年

3月31日 第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
(人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略)

4月22日 町長、副町長協議
(策定方針等)

7月20日 施策振り返りシート作成
～ 8月 5日

9月 9日 各課ヒアリング
～ 9月10日

11月 総合計画基本構想素案策定

11月20日 第1回総合計画幹事会

12月16日 第1回総合計画専門部会

12月18日 第2回総合計画幹事会

12月22日 第1回三股町総合計画審議会
(委嘱状交付並びに諮問)

令和3年

1月 8日 第2回総合計画専門部会

1月27日 第3回総合計画幹事会

1月29日 第2回三股町総合計画審議会

2月 5日 町議会全員協議会
(基本構想素案及び前期基本計画素案説明)

2月17日 第4回総合計画幹事会

2月18日 第3回三股町総合計画審議会
(基本構想及び前期基本計画答申)

2月19日 庁議
(基本構想及び前期基本計画審議)

3月19日 町議会
(基本構想及び前期基本計画議決)

2. 三股町総合計画審議会設置条例

(昭和46年2月26日条例第2号)

改正 昭和55年 3月28日条例第 9号 昭和55年 7月14日条例第17号
平成元年 9月29日条例第20号 平成17年 3月22日条例第 1号
平成23年 3月23日条例第 5号 平成27年 3月27日条例第 5号
平成29年 3月28日条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、三股町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、本町総合計画に関し必要な事項を調査し、及び審議させるため、三股町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 町の区域内の公共的団体等の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 町議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議会が終了したときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議に必要な事項について調査する。



(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画商工課において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月14日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月29日条例第20号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3. 町長の諮問及び総合計画審議会の答申

三企商発第210号

令和2年12月22日

三股町総合計画審議会
会長 西山 繁 敏 様

三股町長 木佐貴 辰 生

第6次三股町総合計画について（諮問）

三股町総合計画審議会設置条例に基づき、第6次三股町総合計画（基本構想案、前期基本計画案）について貴審議会に諮問します。



令和3年2月18日

三股町長 木佐貴 辰 生 様

三股町総合計画審議会
会 長 西 山 繁 敏

第6次三股町総合計画について（答申）

令和2年12月22日付三企商発第210号により、本審議会に諮問がありました第6次三股町総合計画（基本構想案、前期基本計画案）につきまして、審議の結果、行政運営の総合的な指針として適切であると認め、ここに答申します。

4. 三股町総合計画審議会 委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
1	自治公民館連絡協議会	会長	西 山 繁 敏
2	いきいき集落長田地区（轟木自治公民館）	代表（館長）	尾 山 卓
3	民生委員児童委員協議会	－	山 中 美代子
4	三股町保育会	会長	福 永 讓 二
5	三股町身体障害者連絡協議会	会長	中 内 弘 美
6	さんさんクラブ三股	会長	渡具知 惟 勝
7	三股町商工会	会長	廣 瀬 吉 弘
8	三股町商工会女性部	部長	緒 方 美 穂
9	三股町観光協会	副会長	山 下 盛 親
10	三股町農業委員会	会長	溝 口 良 信
11	都城農業協同組合	三股支所長	堂 村 旭
12	三股町教育委員会	委員	久保田 栄 子
13	三股町壮年連絡協議会	会長	中 原 一 男
14	三股町体育協会	会長	中 村 新
15	三股町女性団体連絡協議会	会長	森 秋 生
16	南九州大学	教授	菅 野 善 明
17	移住者代表	－	中 川 あき子
18	女性企業者代表（ARCUS 代表）	－	山 元 幸 代

